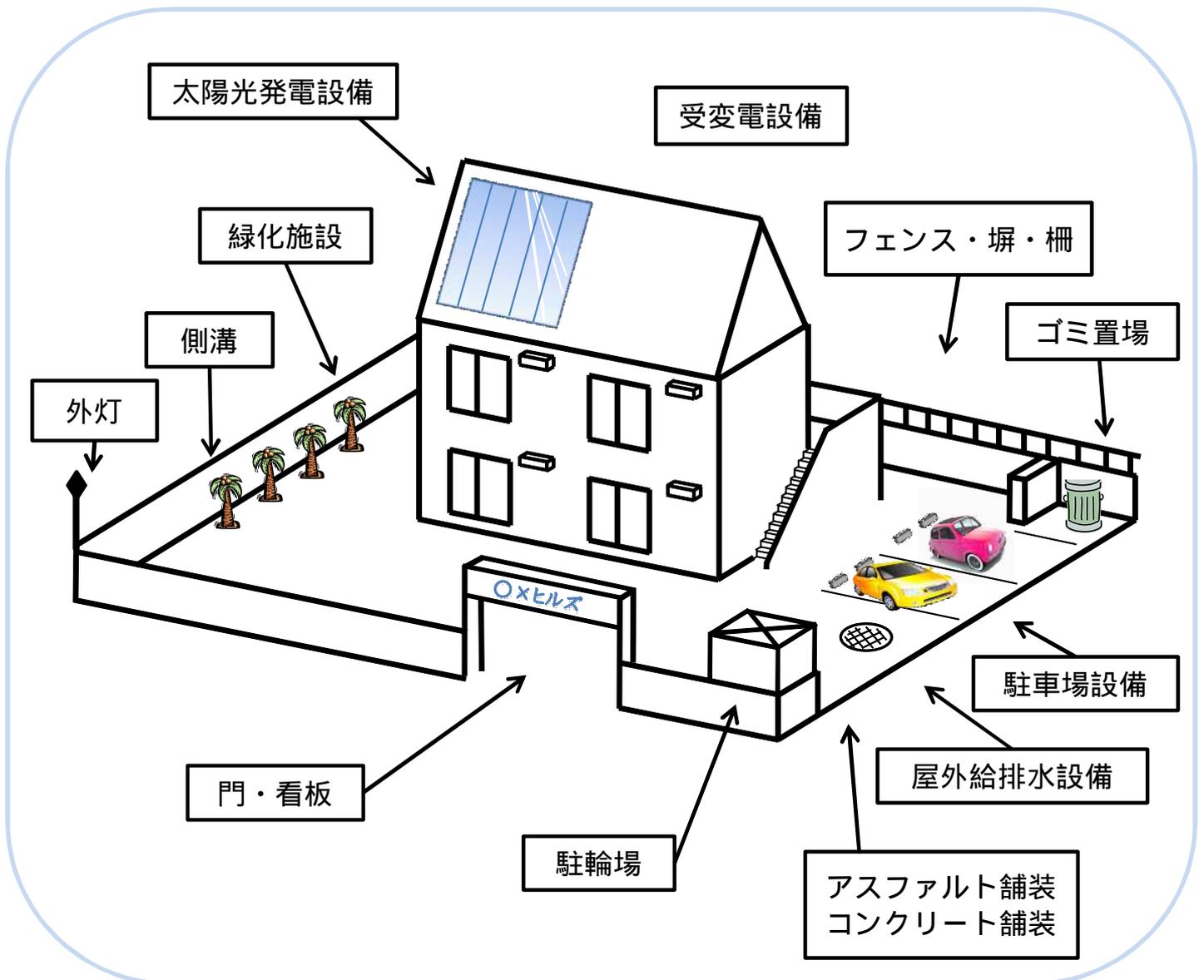




不動産賃貸業を営んでいる方へ

固定資産税には土地・家屋・償却資産があり、償却資産（土地・家屋以外の事業用資産）をお持ちの方は、市への申告が必要となります。不動産賃貸業では、下図のような資産が申告の対象の一例です。



詳細については裏面をご覧ください。

償却資産をお持ちの方は、申告が必要です

駐車場、共同住宅（マンション・アパート等）の不動産賃貸業を営んでいる方で賦課期日（1月1日）に償却資産を所有されている場合は、その資産の所在する市へ固定資産税（償却資産）の申告が義務付けられています。

（地方税法第383条）

償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のものをいいます。（地方税法第341条第4号）

申告の対象となる資産の例示

賃貸マンション 賃貸アパート	外構、側溝、門、塀、フェンス、自転車置場、ゴミ置場、緑化施設 太陽光発電、屋外の給排水設備、受変電設備、中央監視制御装置 電力引込線、屋外ガス管、屋上看板等の広告設備、集合郵便受け 駐車場等の舗装（アスファルト・砂利・白線・車止め等） 備え付け家具（エアコン・テレビ・パソコン・収納家具等）など
賃貸の駐車場	舗装（アスファルト・砂利・白線・車止め等）、塀、フェンス、外灯 駐車装置（機械設備・ターンテーブル等）など

ご不明な点がございましたら下記連絡先までご連絡ください。

八王子市財政部資産税課
償却資産担当
TEL 042-620-7221（直通）